

兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程

- 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程 1
- 企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程 2

企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中水道課の款中「太陽光発電施設班」を「水道技術班」に改め、分譲推進課の款中「公園都市分譲班 臨海分譲班」を「三田・潮芦屋分譲班 播磨分譲班」に改め、地域整備課の款中「公園都市計画班 臨海計画班」を「公園都市・臨海計画班 新産業団地計画班」に改める。

第5条第35号を第37号とし、同条第34号の次に次の2号を加える。

(35) 青野運動公苑の運営に関する事。

(36) 播磨科学公園都市の活性化に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

第5条の3第3号中「太陽光発電施設の総括及び糶屋ダムにおける太陽光発電施設に関する事務に限る」を「太陽光発電施設に関する事務に限る」に改める。

第7条の表中阪神・淡路臨海建設事務所の款及び情報公園都市建設事務所の款を削り、水質管理センターの款の次に次のように加える。

北播磨・臨海建設事務所	三木市
-------------	-----

第8条の表中阪神・淡路臨海建設事務所の款及び情報公園都市建設事務所の款を削り、水質管理センターの款の次に次のように加える。

北播磨・臨海建設事務所	総務課 建設課
-------------	---------

第8条第3項の次に次の2項を加える。

4 北播磨・臨海建設事務所に第1項に規定する課のほか、所掌事務の一部を分掌させるため芦屋事業所を置く。

5 芦屋事業所の位置は芦屋市浜風町とする。

第11条第4号を削り、第5号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 青野運動公苑の運営に関する事(電気設備及び機械設備の設計並びに工事の監督に関する事務に限る。)

(5) 平荘ダム及び権現ダムにおける企業資産運用事業に関する事(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

第13条中「阪神・淡路臨海建設事務所」を「北播磨・臨海建設事務所」に改め、同条第1号中「阪神南地区」を「ひょうご情報公園都市、神戸三田国際公園都市、小野市場地区、阪神南地区」に改め、同条第2号中「淡路地区」を「神戸三田国際公園都市及び淡路地区」に改め、第2号の次に次の1条を加える。

(3) 青野運動公苑の運営に関する事（施設整備に関する事務に限る。）。

第13条の3を削る。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第2条 企業庁地方機関処務規程（昭和51年企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項の表中阪神・淡路臨海建設事務所の款及び情報公園都市建設事務所の款を削り、水質管理センターの款の次に次のように加える。

北播磨・臨海建設事務所	企臨
-------------	----

第31条中「、管理者の承認を得て」を削る。

(企業庁会計規程の一部改正)

第3条 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中本庁の款総務課の項中「財務係長」を「経営戦略班長」に改め、地方機関の款中阪神・淡路臨海建設事務所の項及び情報公園都市建設事務所の項を削り、姫路利水事務所の項の次に次のように加える。

北播磨・臨海建設事務所	総務課長
-------------	------

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第4条 企業庁財産評価審査会規程（昭和48年企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表公営企業管理者の項委員の欄を次のように改める。

参事（誘致担当）
総務課長
総務課経営企画参事
水道課長
水道課経営参事
立地推進課長
分譲推進課長
地域整備課長
地域整備課新産業団地整備参事

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第5条 企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公園都市整備課又は臨海整備課」を「分譲推進課又は地域整備課」に改める。

別表第4中地域整備事業の款中「神戸三田国際公園都市」を「神戸三田国際公園都市、青野運動公苑、小野市場」に改める。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。



企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁処務規程の一部改正)

第1条 企業庁処務規程（昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第30号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第2条 企業庁公有財産取扱規程（昭和56年企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「60日」を「3月」に、「総務大臣（知事）」を「兵庫県知事」に改め、「（異議申し立て）」を削り、「何等」を「何ら」に、「すべて」を「全て」に改める。

様式第6号の2、様式第6号の3、様式第6号の4中「60日」を「3月」に、「総務大臣（知事）」を「兵庫県知事」に改め、「（異議申し立て）」を削る。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。